

「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」 重点検討項目③に係る報告（案）

重点検討項目③：野生生物の保護管理と外来種対策の加速

野生生物の適切な保護管理を強化するため、近年、ニホンジカやイノシシなど急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大している一部の鳥獣については、抜本的な鳥獣捕獲対策等、科学的・計画的な保護及び管理が必要である。

絶滅のおそれのある野生生物種については、これまで対象としていなかった海洋生物に関するレッドリストを作成するとともに、種の保存法に基づく保全対策等の強化を多様な主体と連携しながら進める必要がある。

外来種については、既に国内に侵入し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の防除のほか、近年国内に侵入した外来種の緊急的な対策も必要である。

このような観点から、以下の項目について検討を行う。

- a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組
- b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組
- c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が絶滅危惧種となっている。このため、これらの種の絶滅や減少をくい止めるための対策を引き続き進める。一方、近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣が全国的に分布を拡大しており、生態系への影響や生活環境・農林水産業への被害が深刻化している。このため、これらの野生鳥獣の捕獲を抜本的に強化するとともに、その捕獲の担い手の育成・確保、生息環境の整備・保全、被害防除、広域的な保護管理等の取組を進める。

また、外来種対策については、これまで特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づき、特定外来生物の輸入・飼養等の規制、防除事業の実施、飼養等動植物の適正管理等の対策を進めているところであり、今後、一層の取組の強化を図る。

（2）現状と取組状況

a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組

現状

近年、ニホンジカやイノシシなど一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、生態系への影響や農林水産業・生活環境への被害が拡大・深刻化している。野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200億円前後で推移しており、森林被害面積は全国で約9千ヘクタールとなっている。また、現在32ある国立公園のうち、20の国立公園では、高山帯のお花畠や森林内の下草が消失するなど、ニホンジカによる生態系への影響が確認されている。さらに、鳥獣と列車・自動車との衝突事故が増加するなど、生活環境へも被害が拡大しつつあり、加えて、ニホンジカの採食圧による林床植生の劣化・消失が、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を誘発する懸念も指摘されている。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約18.5万人（平成25年度）まで減少するとともに、60歳以上の狩猟者が全体の約3分の2を占めるなど高齢化が進んでいる。個体群管理のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められている。

取組状況

【鳥獣保護管理の推進】（環境省）

平成25年12月に農林水産省と共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ「ニホンジカ、イノシシの個体数を10年後までに半減する」という目標を設定した。これらを踏まえ、平成26年5月に鳥獣法を改正し、平成27年5月に施行したところ。具体的には、都道府県が主体となって行うニホンジカ、イノシシの捕獲事業を創設するとともに、鳥獣管理の担い手を確保するため、安全かつ効果的に鳥獣を捕獲する事業者の認定制度の導入等を行った。また、ニホンジカ、イノシシの個体数推定及び将来予測を実施する等、都道府県による鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理を強化するとともに、国立公園等におけるシカ管理体制の構築等を実施した。なお、都道府県の捕獲等事業については交付金による支援を行っており、平成27年度は33道府県（対象鳥獣：ニホンジカ31道府県、イノシシ11県）で実施しており、平成28年度は37道府県（対象鳥獣：ニホンジカ35道府県、イノシシ15県）で実施を予定している。また、認定鳥獣捕獲等事業者は、平成27年度末時点で52事業者となっている。

【野生鳥獣による被害防止対策の推進】（農林水産省）

鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進めるための緩衝帯の整備などの生息環境管理、侵入防止柵の設置や追払いなどの被害防除、捕獲などによる被害防止の取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援している。また、同法に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を促進している。

〔被害防止計画の作成市町村数：1,331（H25.4.30現在）→1,432（H27.10.31現在）、鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数：674（H25.4.30現在）→1,012（H27.10.31現在）〕

【野生鳥獣による森林被害の防止対策の推進】（農林水産省）

森林整備と一体的に行われる防護柵等の鳥獣害防止施設等整備、被害防除の実施、森林被害調査、被害防除活動体制の整備、防除技術の向上、生息環境整備、野生動物との共存のための森林整備、及び国有林における生息状況把握調査、個体数管理等を実施している。

民有林においては、森林整備と一体となった防護柵の設置や、地域の状況に応じた被害防除及び捕獲、被害防除活動体制の整備への支援、野生鳥獣との共存のための森林整備等を実施した。

国有林野においては、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害対策の技術実証、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。

b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組

現状

環境省では、平成26年4月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した。本保全戦略に基づき、絶滅危惧種の保全に関する様々な施策を幅広く推進している。

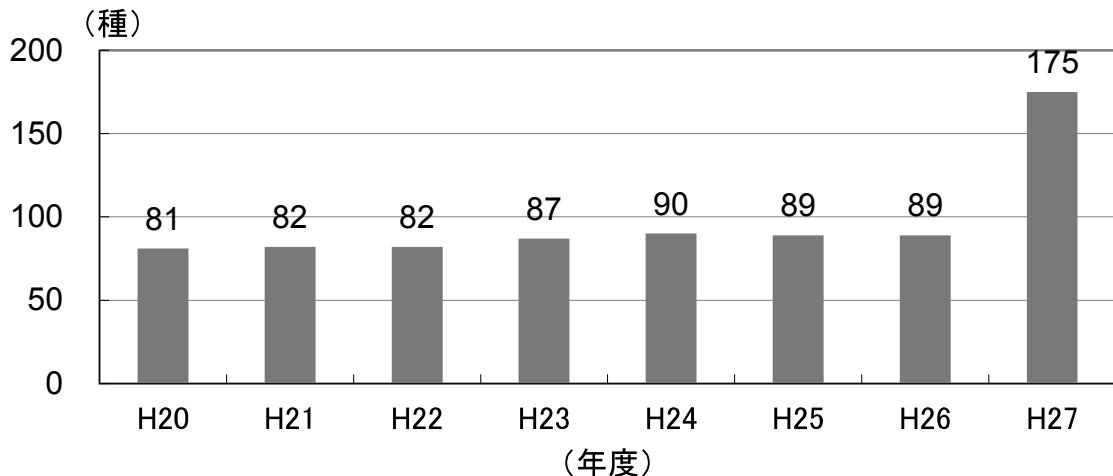
日本の野生生物の現状について、平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（レッドデータブック）を発行して以降、基礎情報となるレッドリストの見直し・改訂を実施しており、第4次レッドリスト（平成24年度公表）に掲載された種の分布や生態、減少要因等を紹介した「レッドデータブック2014」を平成26年度に発行した。

平成25年の法改正（平成26年6月1日施行）により、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に広告規制等が新しく追加されたことから、インターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めている。種の保存法に基づき、捕獲や譲渡し等を規制するべき種である国内希少野生動植物種を175種指定し（平成28年4月現在）、そのうち49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っている。

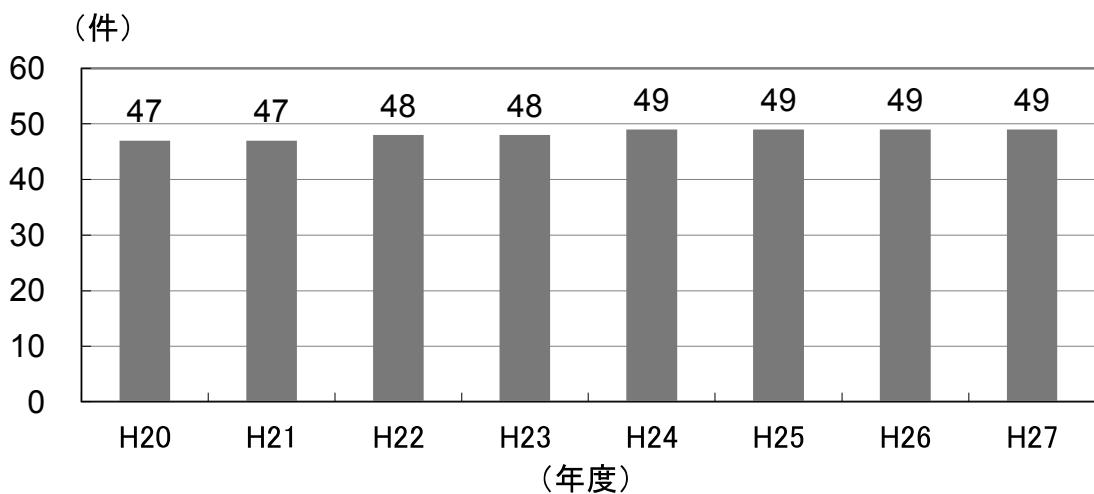
また、トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウなど、絶滅の危険性が高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困

難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めている。

図表 15 国内希少野生動植物種の指定種数



図表 16 保護増殖事業計画の策定数



取組状況

【レッドリスト・レッドラデータブックの作成及び改訂】（環境省）

平成 27 年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については、時期を定めず必要に応じて個別に見直すこととしており、哺乳類の一部の種（ゼニガタアザラシ、カモシカ）についてカテゴリーの見直しを行った環境省レッドリスト 2015 を平成 27 年 9 月に公表した。現在、第 5 次レッドリスト改訂に向けた検討を進めている。

また、これまで対象としていなかった海洋生物については、平成 24 年度から絶滅の危険度を評価するための基本方針等を検討し、現在、平成 28 年度のレッドリスト発表を目指して評価・検討を進めているところである。

【希少海洋生物の実態調査】（農林水産省）

水産庁が資源評価を行っている種等（WCPFC、NPFC、IWC 管理対象を除く）及び小型鯨類について、希少評価手法の検討を行うとともに、希少海洋生物の生態について調査を行った。

【絶滅危惧種保全対策の推進】（環境省）

平成 26 年 4 月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した。当該戦略において、2020 年までに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を 300 種追加指定することを目標としていることから、平成 26 年度には 41 種、平成 27 年度には 45 種を追加指定し、平成 28 年度以降も引き続き年間 40～50 種程度を指定する予定である。また、平成 25 年度以降、チュウヒ等について保全ガイドラインの策定を進めている。さらに、平成 26 年度以降、年 10 種程度について保全技術向上のための調査・検討を進めている。

【希少な野生動植物の保護増殖】（環境省）

平成 24 年 10 月にライチョウの保護増殖事業計画を策定し、現在トキ、ツシマヤマネコなど全 63 種について、生息状況調査、生息環境整備、飼育・繁殖、普及啓発などの保護増殖事業を実施している。

トキは、佐渡島ほか 5 つの地域において生息域外での飼育繁殖を進めた結果、個体数は着実に増加している。また、野生下における生息環境の整備を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年 2 回に分け放鳥を行った結果、野生下の個体数は 150 羽程度に至るまで増加した。さらに、平成 24 年に 36 年ぶりとなる野生下における自然繁殖による雛も誕生している。

ライチョウについては、（公社）日本動物園水族館協会と連携し、平成 27 年 6 月に乗鞍岳で 10 卵を採取し、上野動物園及び富山市ファミリーパークにおいて、各 5 卵のふ化、飼育を開始したところ、富山市ファミリーパークにおいて 3 羽が成育している。

【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

（重点検討項目②a の該当政策の再掲のため、内容は省略）

【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

現状

日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられる。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等の規制措置を講じている。また、防除等を実施することによる生態系の回復の効果が見られる地域がある一方で、新たな侵略的な外来種の導入や被害の拡大が生じている地域がある。

取組状況

【外来生物法の適切な運用及び外来種対策の効果的な推進】（環境省、農林水産省、国土交通省）

外来生物法に基づき、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を図っている。

平成 26 年 6 月には、特定外来生物が交雑して生じた生物の特定外来生物への指定を可能とすることや輸入物資に付着混入する特定外来生物の消毒に関する規定を新たに盛り込んだ、改正外来生物法が施行された。平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月の間に指定された交雑種 3 種類を含む計 8 種類の特定外来生物を加え、平成 28 年 3 月現在、合計 110 種類の特定外来生物が指定されている。

また、外来種による被害を防止するためには、外来生物法に基づく規制措置のみではなく、総合的な対策が必要である。「生物多様性国家戦略 2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画や我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを策定することを国別目標とした。これに基づき、平成 24 年度から有識者などから構成される会議を設置し、関係省庁とともに検討を進め、平成 27 年 3 月に、

- ① 我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進するため、外来種対策を計画的に実施するための基本的な考え方、各主体の行動指針、国の行動計画等となる「外来種被害防止行動計画」、
- ② 外来種についての国民の关心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とし、国内由来の外来種、特定外来生物以外の外来種等を含む 429 種類の外来種を掲載した「我が国の生態系等へ被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」

を策定した。

【優先度の高い外来種の防除の実施】（環境省）

生物多様性の保全上重要な地域における外来種の防除としては、奄美大島及び沖縄島やんばる地域においてアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の絶滅危惧種に対して捕食等の被害を及ぼしているマンガース等の防除事業を実施した。さらに、侵入

初期の外来種の緊急防除としては、日本では対馬のみで確認されているツマアカスズメバチや、近年急速に琵琶湖において分布を拡大し生態系等への被害を及ぼしているオオバナミズキンバイ等の防除事業を実施した。また、広域に分布する外来種の対策としては、アライグマなど広域に分布する外来種の防除手法などの検討・マニュアルの作成や外来種の分布状況や防除手法に関する情報の共有のために、地方ブロックごとに外来種に関する連絡会議を開催した。

【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

（重点検討項目②a の該当政策の再掲のため、内容は省略）

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

（重点検討項目②a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

今後の課題

a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組

平成 27 年 5 月に施行した鳥獣保護管理法（改正鳥獣法）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進することが急務である。また、狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図ることが重要である。

鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、市町村を中心となって取り組む地域ぐるみの被害対策を支援するとともに、被害防止対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制強化を推進する必要がある。また、増加する捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用を推進し、加えて、関係省庁や多様な主体が連携しながら、広域的かつ効果的な野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進することが不可欠である。

b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組

第 5 次レッドリストの見直しに向け、種の絶滅の危険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実や科学的知見の蓄積を促進する必要がある。また、これまで対象としていなかった海洋生物に関するレッドリストについては、第 1 次のレッドリストを公表するとともに、既存のレッドリストとの統合に向けた検討を行うことが重要である。

また、種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種については、平成 26 年から 27 年度にかけて 86 種が追加指定されたところであるが、平成 32 年までに更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図ることが必要である。一方、種の生息・生育状況に改善が見られる種については、保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施する必要がある。

そして、生息域外保全を進める種においては、関係者等と連携して、引き続き飼育繁殖技術の確立に向けた取組を進めていくことが重要である。

c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

平成 27 年 3 月に作成した「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、特定外来生物の指定を進めることが必要である。その際には、被害の未然防止の観点からの指定を検討することが重要である。地方自治体、国民等に対し、「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」に関する关心や理解を深めるための普及啓発等を進めるとともに、リスト・行動計画を踏まえ、計画的かつ効果的な防除の推進及び外来種についての地方公共団体等との情報共有を行うことが不可欠である。